

[事案 26-104] 重度慢性疾患保険金支払請求

・平成 27 年 6 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前の発病であることを理由に、重度慢性疾患保険金が支払われなかったことを不服とし、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 1 月頃、全身性エリテマトーデス（SLE）にもとづくループス腎炎と診断され、平成 10 年 7 月に加入した終身保険に付加した重度慢性疾患保障保険特約にもとづく重度慢性疾患保険金を請求したところ、責任開始期前に発症した疾病であるとして、不支払いとなった。しかしながら、以下の理由により、保険金を支払ってほしい。

- (1) 加入時に募集人に病気の話をしたところ、病気を告知せず、かつ、この病気で 5 年程給付申請しなければ、それ以降の給付については問題ないと説明された。
- (2) 入院給付金が支払われ、本件特約の給付金が支払われないことは不合理である。
- (3) 病気を知っていて生命保険に加入させたことは不合理である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は病気のことは聞いておらず、これにもとづく説明はしていない。
- (2) 重度慢性疾患保険金の支払いができないのは、約款規定にもとづくものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理の他、保険会社が申立人の疾病を責任開始期前発症であると判断したことの妥当性を判断するため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。
- (2) また、契約時に募集人がどのような説明を行ったかを把握するため、契約者である申立人の親、被保険者である申立人、および募集人に対し事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款における保険金支払事由への該当が認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

<参考>

○約款における保険金支払事由への該当が認められない理由は、以下のとおり。

(1) 責任開始期前発症であることについて

生命保険契約は附合契約【注】であり、約款で契約内容は定められるが、約款では、本件特約にもとづく保険金の支払要件の一つとして、「初診日がこの特約の責任開始期以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期前を含めて初めて別表の慢性腎不全に罹患したと医師によって診断」されたこととされている。よって、慢性腎不全の原因が責任開始期前に生じたのであれば保険金は支払われないが、申立人は、平成 9 年には既に全身性エリテマトーデスに罹患し、医師からその旨診断されている。ループス腎炎

は、上記疾病に起因することは主治医の診断書の記載で明らかであり、独自に聴取した第三者の専門医の意見も同様であった。したがって、慢性腎不全を理由とする保険金支払義務は存在しない。

(2) 他の特約との違い

申立人は、他の特約にもとづく給付金は支払われているのに、本件特約のみ支払わないのは不合理であると主張するが、上記給付金支払いは、約款で、責任開始期前の疾病でも2年経過後は支払われることになっていることから支払われたものであり、請求の根拠とはならない。

(3) 募集人の発言について

募集人の「5年間給付申請しなければ問題ない」等とする発言の真偽は事情聴取でも確認できなかったが、これが事実であっても、募集人が前記(2)の特約の約款に念頭をおいての発言であれば、期間の点を除き誤った説明ではない。また、事情聴取によると、申立人には責任開始期から2年以降5年後までの給付該当事実はないとのことなので、仮に誤った説明があったとしても、申立人に特段の損害は生じていないため、請求は認められない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方があらかじめ定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると判断されています。